

教 育 委 員 会 2 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和8年2月17日(火)午後3時00分～

2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1

3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
 教育長職務代理者 鈴 木 敏 之
 委 員 福 島 幸 子
 委 員 高 橋 信 子
 委 員 石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	加 藤 史 子	参 事	中 島 健 一 郎
教育総務課	山 口 晃 一	学 務 課	塚 本 耕 司
生涯学習課	矢 内 良 則	文化振興課	佐 賀 憲 一
スポーツ振興課	日 高 寿 志	指 導 課	郡 司 茂 樹
学校給食センター	渡 辺 直 子	図 書 館	武 藤 修 美
博 物 館	関 口 満	上高津貝塚	比 毛 君 男

5. 議 題

(1) 議 案

議案第38号	土浦市都市公園条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第39号	土浦市図書館条例の一部改正に対する意見について (図書館) (非公開)
議案第40号	土浦市立公民館条例の一部改正に対する意見について (生涯学習課) (非公開)
議案第41号	土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第42号	土浦市運動広場条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第43号	土浦市立武道館条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第44号	土浦市新治運動公園条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第45号	土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正に対する意見について (スポーツ振興課) (非公開)
議案第46号	土浦市立土浦市民会館条例の一部改正に対する意見について (文化振興課) (非公開)
議案第47号	土浦市民ギャラリー条例の一部改正に対する意見について (文化振興課) (非公開)
議案第48号	土浦市史編さん審議会条例の制定に対する意見について (博物館) (非公開)
議案第49号	令和8年度土浦市一般会計予算に対する意見について (非公開)
議案第50号	令和7年度土浦市一般会計補正予算(第8回)に対する意見について (非公開)
	・市立学校施設整備基金の補正予算(案)について (教育総務課)
	・小・中学校大規模改造事業の補正予算(案)について (教育総務課)
	・上大津地区統合小学校整備事業の補正予算(案)について (教育総務課)
	・中学校受変電設備機器更新事業の補正予算(案)について (教育総務課)
	・中学校長寿命化改良事業の補正予算(案)について (教育総務課)

- ・ 中学校消防設備更新事業の補正予算（案）について (教育総務課)
- ・ 中学校屋外教育環境施設整備事業の補正予算（案）について (教育総務課)
- ・ 博物館収蔵資料オンライン公開事業の補正予算（案）について (教育総務課)

(2) 協 議

- ① 令和 8 年度土浦市教育行政方針（素案）について (教育総務課)
- ② 令和 8 年度土浦市学校教育指導方針（素案）について (指導課)

(3) その他

- ① 土浦市立上大津小学校の校章デザイン（案）の選定について (学務課)
- ② 土浦市立上大津小学校の校歌（案）の制作について (学務課)
- ③ 令和 7 年度通学路安全点検の実施状況等について (学務課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので、ただいまより令和 8 年 2 月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというので、進行させていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が 13 件ございます。非公開とさせていただきたいのは、議案第 38 号から第 50 号までとなります。これらの案件は、全て 3 月の土浦市議会に関係する案件であり、議会の開会前ということで非公開とさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。では、議案第 38 号から第 50 号までについては、非公開といたします。本日、傍聴者はございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。それでは、次第の 2 番、教育長報告事項について、教育総務課からお願いします。山口課長。

教育総務課 ————— 2 月 2 日以降の行事について報告 —————

教 育 長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、次第の 3 番、議案に移りたいと思います。議案第 38 号 土浦市都市公園条例の一部改正に対する意見について、スポーツ振興課からお願いします。日高課長。

【議案第 38 号「土浦市都市公園条例の一部改正に対する意見について」を協議】
(非公開)

教 育 長 それでは、議案第 38 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 38 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第39号 土浦市立図書館条例の一部改正に対する意見について、図書館
からお願いします。
武藤課長。

【議案第39号「土浦市立図書館条例の一部改正に対する意見について」を協議】
(非公開)

教 育 長 では、議案第39号につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第 39 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第 40 号 土浦市立公民館条例の一部改正に対する意見について、生涯
学習課からお願いします。
矢内課長。

【議案第 40 号「土浦市立公民館条例の一部改正に対する意見について」協議】(非公開)

教 育 長 では、議案第40号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第41号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正に対する意見に
ついて、スポーツ振興課からお願いします。
日高課長。

【議案第41号「土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正に対する意見について」協
議】 (非公開)

教 育 長 それでは、議案第41号は、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第42号 土浦市運動広場条例の一部改正に対する意見について、引き続
き、スポーツ振興課からお願いします。

【議案第42号「土浦市運動広場条例の一部改正に対する意見について」協議】(非公開)

教 育 長 それでは、議案第42号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第 30 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号 土浦市立武道館条例の一部改正に対する意見について、引き続き、スポーツ振興課からお願いします。

【議案第43号「土浦市立武道館条例の一部改正に対する意見について」協議】（非公開）

教 育 長 議案第43号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第44号 土浦市新治運動公園条例の一部改正に対する意見について、スポーツ振興課からお願いします。
日高課長。

【議案第44号「土浦市新治運動公園条例の一部改正に対する意見について」協議】
（非公開）

教 育 長 それでは、議案第44号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第44号は原案どおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第45号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正に対する意見について、引き続き、スポーツ振興課からお願いします。

【議案第45号「土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正に対する意見について」協議】（非公開）

教 育 長 議案第45号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第46号 土浦市民会館条例の一部改正に対する意見について、文化振興課からお願いします。
佐賀課長。

【議案第46号「土浦市民会館条例の一部改正に対する意見について」協議】（非公開）

冷 暖 房 それでは、議案第46号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第47号 土浦市民ギャラリー条例の一部改正に対する意見について、引き続き、文化振興課からお願いします。

【議案第47号「土浦市民ギャラリー条例の一部改正に対する意見について」協議】
(非公開)

教 育 長 議案第47号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第48号 土浦市史編さん審議会条例の制定に対する意見について、博物館からお願いします。
関口副館長。

【議案第48号「土浦市史編さん審議会条例の制定に対する意見について」協議】
(非公開)

教 育 長 議案第48号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
それでは、続きまして、議案第49号 令和8年度土浦市一般会計予算に対する意見についてになります。
部長から総括の説明をした後に、各課ごとに説明させていただきます。
部長からお願いします。

【議案第49号「令和8年度土浦市一般会計予算に対する意見について」協議】 (非公開)

教 育 長 議案第49号については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第50号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第8回）に対する意見についてですが、補正予算は増額の補正予算と、あと減額の補正の二つございます。最初に各課から、主要な増額補正の説明をさせていただきます。その後、総括的に減額の、節約等のものをまとめて総務課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。
まず、増額の補正について、教育総務課からお願いします。

【議案第50号「令和7年度土浦市一般会計補正予算（第8回）に対する意見について」協議】 (非公開)

教 育 長 議案第50号は原案のとおり可決することで御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 50 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、次第の 4 番、協議事項に移ります。

協議事項の 1 番目、令和 8 年度土浦市教育行政方針について、教育総務課からお願いします。

教育総務課です。

資料⑮をお願いいたします。お手元にもペーパーで配らせていただきました。令和 8 年度土浦市教育行政方針（素案）1 ページのほうをお願いいたします。

教育行政方針は、第 9 次土浦市総合計画並びに第 3 次土浦市教育大綱における基本理念や、基本目標等の実現に向けまして、教育委員会各部署の重点施策を示すものでございます。計画期間を 3 年間とし、毎年度、事業の成果や課題の検証をし、より実効性、効果的な事業実施を目指すものでございます。

なお、変更点を分かりやすくするため、新たな内容を赤い文字で加筆しております。

3 ページ、をお願いいたします。

基本理念及び基本目標の記載をさせていただいております。

4 ページにかけまして、五つの基本方針、こちらのほうをお示ししております。

5 ページをお願いいたします。

主要施策・事業は、新規事業の追加や統合など見直しを行った結果、今年度は 23 施策、71 事業となっています。

続きまして、7 ページが体系図でございます。

8 ページから 72 ページが重点施策及び主な事業となっております。時間の都合上、新規事業のみを御紹介させていただきます。

14 ページをお願いいたします。

こちらが、不登校児童生徒の支援強化を図ります土浦市教育支援センターの運営についてでございます。

続きまして、56 ページをお願いいたします。

子供たちの読書推進を目指します発達段階に応じた読書活動の推進についてでございます。

続きまして、次ページ 57 ページでございます。

電子書籍活用促進を図る子供向け電子図書館の充実でございます。

以上、3 事業が今年度の新規事業となっております。

また、今年度から、目標値のほうに、教育大綱の最終年度でございます令和 13 年度までに目指す最終目標値、こちらの設定をしております。各事業の詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

なお、今回、素案としてお出ししてございますが、事務局内におきましても、現在、内容精査を継続しているところでございます。今後、委員の皆様から御意見を頂戴しながら、3 月の定例会に議案として提出させていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

委員の皆様から、素案につきまして、御意見のほうを 2 月 27 日までに頂ければと考えてございます。後日、様式等につきましては、メールにて送付をさせていただく予定です。御意見等を基に、修正を加えまして、3 月の定例会において議決をいただき、4 月に市ホームページで公開する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

駆け足で申し訳ございませんが、説明は以上でございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

続きまして、協議事項 2 番目の 8 年度の土浦市学校教育指導方針、これもまだ、この時期なので素案なのですが、指導課長からお願いします。

指 導 課

指導課です。

それでは、令和 8 年度土浦市学校教育指導方針（素案）について説明させていただきます。資料のほうは、別冊を御覧いただければと思います。

土浦市学校教育指導方針でございますが、茨城県学校教育指導方針を基に作成したものを毎年 4 月に各学校へ周知いたしまして、本指導方針を基にして、1 年間、各学校の運営をお願いしているものであります。

なお、令和 8 年度茨城県学校教育指導方針が、まだ示されておらず、先日行われました県主催の指導主事研修会での指導伝達を基に作成しており、教育長からありましたが、未定稿でありますことを御了承いただければと思います。

それでは、1 ページを御覧ください。

土浦市学校教育指導方針のグランドデザインとなります。

中ほど土浦市における基本方針 1、確かな学力のための内容につきましては、児童生徒が自ら学ぶ力、自己調整力の育成を目指すものとして見直しをいたしました。

下ほどの中ほどの五つの柱は、令和 7 年度、県が示すグランドデザインを基にしております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

令和 8 年度の重点施策についてですが、詳細につきましては、次のページからの学校教育指導方針の柱から順に御説明してまいります。

それでは、3 ページ目、大きな 1 番、確かな学力を育む教育の推進についてでございます。学習指導に係る R P D C A サイクルの確立の中において、探求的な学びの推進により、学びの自己調整力の育成が重要であることを改めて示しております。

また、確かな学力を育む教育の推進のための主な施策といたしまして、下のほうに四つのプランを設定しております。

続きまして、4 ページを御覧ください。

大きな 2 番、豊かな心を育む教育の推進でございます。発達段階における自己表現力や SNS 利用の低年齢化、利便化が進んでいることにより、児童生徒を取り巻く環境において、コミュニケーションスキルの育成の必要性が改めて再確認されているところであります。令和 8 年度は、児童生徒に活躍の場と互いに認め合う機会を確保し、児童生徒が安心して学べる魅力ある学校、学級づくりをさらに目指していくために、特に道德教育、特別活動、人権教育、生徒支援の充実を図ってまいります。

二つ目の特別活動の充実では、自治的能力や積極的に社会参画する力を育成する指導の充実と、よりよい人間関係を築き、安心して学び合える集団の基盤を形成する指導の充実といたしまして、小中のつながりを改めて示しながら、生徒支援の視点から分類をして柱立てをしております。

四つ目の人権教育の充実では、キャリア教育の充実とともに、一人一人の学びと心の居場所を保障する事業づくり、人間関係づくりの充実を目指していきたいと考えております。五つ目の生徒支援の充実においては、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育成し、自己実現を支える指導や支援の充実を目指した生徒指導を実践上、4 つの視点、自己存在感を感じ共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全安心な風土の醸成を踏まえた各

教科と生徒指導を一体化させた事業づくり、集団づくりについても充実を図ってまいります。

これらの取組は、市の重点施策の一つであります校内フリースクール充実事業などとも関わるところでございますが、社会的自立を促すとともに、新たな不登校児童生徒を生まないためにも重要な部分であると考えております。

また、いじめ問題の解決のためには、児童生徒一人一人の心の成長が必要不可欠であります。今後、様々な体験を通して、学ぶ体制づくりをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

また、併せてSOSの出し方に関する教育、学校と家庭、地域関係機関との連携強化についても、まとめさせていただいております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

大きな3番、健やかな体を育む教育の推進でございます。学校体育の充実では、部活動改革の推進、下の健康教育の充実では、食に関する指導を充実いたしまして、栄養教諭等の専門性を生かした指導のさらなる推進を進めてまいりたいと思います。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

大きな4番、時代の変化に対応できる教育の推進でございます。変化の激しい社会の動きの中で、自分自身で考え、選択、決定し、行動できる力の育成が求められており、特に重視する点といたしましては、上から四つ目の丸、情報教育の充実と教育DXの推進であります。

多様で膨大な情報を適切に活用するために、情報モラル教育、情報リテラシー教育を推進するとともに、それらの情報を活用して自分の意見を形成し、対話と合意ができる力の育成を図っております。

7ページ目には、これらを推進するための五つの柱を立てまして、教育情報化計画、教育情報セキュリティポリシーを基にして、学校におけるICT教育の環境の充実と指導体制の向上に努めてまいりたいと思います。

続きまして、8ページを御覧ください。

大きな5番、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進でございます。令和7年度より県の事業といたしまして、県立特別支援学校のセンター的機能の強化を図り、地域の特別支援教育の充実を図ることを目的としました特別支援教育地域連携協議会が、本市においてもスタートいたしました。令和8年度は、本市独自で行っております特別支援教育連携協議会の強みを継承しつつ、先ほど申し上げました地域連携協議会への移行を目指しまして、保健、福祉、医療、幼児施設、小中学校、特別支援学校による協働による体制づくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

9ページは、令和8年度の教育支援委員会の日程となりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、10ページを御覧ください。

土浦市小中一貫教育全体構想でございます。義務教育9年間を通して、各中学校区の地域の特色を生かしながら、継続的で一貫性のある教育の場を設定することで、児童生徒の個性を伸ばす教育の充実を図ってまいります。

児童・生徒会や、また、教職員間の交流においては、直接交流だけではなく、ICTを活用した交流活動も活発に行われているところでありますが、今後、特にキャリア教育の充実に努め、みらいスタディの活用促進とともに、系統的な実践的、体験的な活動推進を図

ってまいりたいと思います。

続きまして、11 ページ、12 ページを御覧ください。

令和 8 年度の主な事業内容となっております。市の財政状況が厳しい中、新規事業 1 事業、拡充事業 2 事業となっております。

特に 7 番の新規事業、教育支援センター運営事業においては、不登校児童生徒の早期発見、早期支援の充実を図り、小学校との連携をより強化してまいります。

小学校独特の学校事情に即しながら、児童支援、保護者との連携、学校との支援方法の共有、また、ケース会議への参加等を行い、児童の学びの保障、安心できる居場所づくりを推進してまいりたいと思います。

続きまして、13 ページを御覧ください。

令和 8 年度学校訪問の一覧となります。訪問校がまだ決定していない訪問種別がございますが、今後、県から種別ごとの該当等の連絡があり、その都度、決定していく形となります。

資料のほう飛びまして、15 ページを御覧ください。

4 の教育委員による学校訪問ですが、令和 8 年度も、教育委員の先生方には計画訪問に御同行いただきまして、各学校の取組、また、様子について御覧いただき、御指導をいただければと存じます。4 月下旬に改めて御案内する予定となりますので、よろしく願いいたします。

6 の事業づくりのポイントにおきましては、（3）土浦 NextPlan2023 の活用推進を図りまして、系統性を持たせた指導をより充実させてまいりたいと思います。

16 ページの研修事業計画並びに 17 ページの研究推進校は、未確定の部分が多く、県の学校教育指導方針が発出され次第、改めてお示しできるようにいたしたいと思います。

18 ページからを御覧ください。

土浦市教育支援センター概要及び校内フリースクール実施運営概要についてです。教育支援センターの職員といたしまして、心の教室相談員の一部を教育支援センター相談員として任用し、中学校校内フリースクール相談員として派遣し、生徒、保護者、中学校との連携を図りながら支援してまいります。

適応指導を行うポプラは、小学校 1 年生からの受入れを実施しており、現在、1 年生児童 1 名が新たに通室をしております。

19 ページにありますアウトリーチ支援につきましては、小学校までを拡充し、学びの保障、居場所づくりを目的とした効果的な支援策について、推進してまいりたいと思います。中学校校内フリースクールにつきましては、現在、全中学校、義務教育学校後期課程において全日開室されており、多様な居場所となっております。本年度も 30 日以上の不登校生徒は減少傾向となっており、特に新規の不登校生徒の出現率は、大きく減少しております。今後も校内フリースクールを介しまして、生徒が学校とのつながりを意識し、社会的自立につながる支援の充実に努めてまいりたいと思います。

なお、18 ページ、19 ページの表につきましては、令和 7 年度、次回資料のほう、ある程度まとまったものをお示しできるようにしたいと思います。

指導課からの説明は以上となります。

教育行政方針と同様に、委員の皆様の御意見を頂きながら、3 月の定例会において、もう一度、委員の皆様にお読みいただければと思います。

説明は以上となります。

教 育 長 よろしいでしょうか。
 それでは、次第の5番、その他に移ります。
 その他の1番、上大津小学校の校章デザインの案が選定されましたので、学務課からお願いします。
 塚本課長。

学 務 課 ———土浦市立上大津小学校の校章デザイン（案）の選定について報告———
 教 育 長 よろしいでしょうか。
 続いて、その他の2番、土浦市立上大津小学校の校歌（案）の制作について、学務課からお願いします。

学 務 課 ———土浦市立上大津小学校の校歌（案）の制作について報告———
 教 育 長 よろしいでしょうか。
 最後に、令和7年度通学路安全点検の実施状況等について、学務課からお願いします。

学 務 課 ———令和7年度通学路安全点検の実施状況等について報告———
 教 育 長 よろしいでしょうか。
 高橋先生。

高 橋 委 員 通学路の安全点検の目的と具体的にどんなことをやっているのか教えてください。
 もう1点、「検討中」「済」「進行中」がありますが、どんな対策が講じられたのでしょうか。

学 務 課 2点ほど御質問頂いたと思います。
 まず、安全対策の目的と実施内容ですが、まず、登下校中の児童が問題なく登下校ができて、学校生活や家庭生活が穏やかに過ごせるよう、学校で指定しております通学路の中で、道路の危険箇所、ヒヤリ・ハットであったり、物理的だったりとか、そういったところを国や県、警察等の各関係機関と私どもの方で合同点検をしまして、どういった安全策が講じられるか検討をしています。
 例えば、路面標示が薄くなっていて注意喚起が必要なところは、そういったものを再度、塗り直したりとか、場合によっては、ガードパイプのような施設を設置するとか、様々な対策がありますので、どのような対策が講じられるかというところを主眼に点検をして対応の方法を講じているという状況になります。

教 育 長 高橋委員、どうぞ。
 高 橋 委 員 通学路点検は、中学校区毎にやっているということですよ。でも、中学校区でやると、何年かに一回の頻度になりますよね。本来であれば、地元から要望があれば、常時危ないところは全般的に見直していったほうがいいのではないかなと思います。

学 務 課 2ページに記載のとおり、平成27年から10年来、実施してございます。その中でも3巡目ということになりまして、同じ箇所の点検等もやっております。また、安全対策が未実施のところにつきましては、毎年毎年、進行管理をしまして、きちんと安全対策が講じられているのかどうかしっかりと対応してございます。
 基本的には、8つの中学校区を4年に1回、2ブロックずつやっておりますが、それ以外に臨時の点検、また、個別に御相談があった場合には担当課のほうに直接つないで、すぐに対応しているということもございます。

高 橋 委 員 登下校中に交通事故とか何らかあってはいけないことですから、よろしくお願いします。
 教 育 長 石川委員、どうぞ。
 石 川 委 員 通学路の決定はどこが統括しているのでしょうか。要望がある場合には、ここに言えばい

いというような窓口で明確なものはあるのですか。

教 育 長
学 務 課

学務課長、どうぞ。

通学路のほうは、地域の保護者の方の中で、子供会等で登校班を編成してございます。学校がその提出を受け、学校のほうで通学路を認定しております。私どものほうは、学校、PTA、また、警察等も含めまして、安全対策ということで全体的な視点でやっておりますので、流れとしては、このような形で進めてございます。

石 川 委 員

私が聞く範囲だと、保護者は学校に決めてと言うし、学校は地域で決めてと言って、定まっていような印象を受けます。学校ごとに違うんでしょうか。

教 育 長

委員の皆様から何点か質問をいただきました。通学路については、重要なことなので共通認識が持てるように、次回の定例会までに整理してお伝えさせていただければと思います。先ほどの博物館の土浦市史編さん審議会についても、合わせてご報告させていただきます。そのほか、よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課
教 育 長

—————次回の定例会日程等について案内—————

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょう。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和8年2月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。